


監査報告書

令和8年5月15日

学校法人 佐々木学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 佐々木学園

監事 榎木 貴彦 

監事 中垣 光博 

私たちは、学校法人佐々木学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、
同学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）においての、財産
目録及び計算書類（事業報告書並びに同年度の資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借
対照表及びその他の附属明細書）を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。
監査の結果、学園の運営並びに理事の職務の執行は、法令及び寄付行為に従い、評議員会
及び理事会の決議に基づき誠実に行われており、上記計算書類は適法にして正確に作成処
理されていることを認めました。